

岩手県告示第 133 号

地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定により、県有林の産物の売払いの一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者の競争入札参加資格基準及び競争入札参加資格審査申請書の提出期間等を次のとおり定めた。

平成 14 年 2 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 競争入札参加資格基準

競争入札参加資格審査申請書の提出時において木材の販売業務を行っている者であること。

2 競争入札参加資格審査申請書の提出期間等

(1) 提出期間

平成 14 年及び同年に 2 の倍数の年を加えた年の 2 月 22 日から 3 月 8 日(3 月 8 日が日曜日、土曜日又は祝日法による休日(国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、その翌日以後の日であって 3 月 8 日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日とする。)まで。ただし、知事が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(2) 提出書類

- ア 別に定める様式による競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)
- イ 商業登記簿等の謄本(個人にあっては、営業証明書)

(3) 提出場所及び方法

県内に主たる営業所を有する申請者にあつては当該営業所の所在地を所管する地方振興局林務部、農林部又は林務事務所に、県外に主たる営業所を有する申請者にあつては岩手県農林水産部緑化推進課に直接持参し、又は郵送すること。

(4) 提出部数 1 部

3 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、申請者に文書で通知する。

4 提出書類記載事項の変更届又は廃止届

申請書提出後次の各号のいずれかに該当する場合は、その都度任意の様式による変更届又は廃止届を知事に提出すること。

- (1) 所在地を変更したとき。
- (2) 商号又は名称、代表者等を変更したとき。
- (3) 事業を廃止したとき。